

1 原告からは、原告の関夫妻と菊間弁護士が意見陳述をしました。

(1) 原告 関耕作さん暉さんご夫婦から意見陳述

**◆介護しながらの避難生活、外国人の避難生活の大変さ◆**

耕作さんからは、要介護・要支援の両親とともに体育館に避難した時の不安や、原発事故が起こったために親戚や近所の方々が次々遠くに避難し頼れる相手がなくなっていき追い詰められた心情、中国出身の妻の暉さんにとっては十分な情報が得られずより一層の恐怖があったこと、暉さんが中国に着の身着のまま避難し二重の生活にたくさんの苦勞と支出があったことをお話いただきました。また、暉さんも、この苦しみを分かっていたほしいと、裁判官に訴えかけました。

(2) 原告代理人菊間弁護士から準備書面（29）に関する意見陳述

**◆津波の発生を予見できたことについて、専門家証人の意見を追加しました◆**

長期評価を取りまとめた島崎邦彦氏が昨年千葉地方裁判所で証言した内容を引用しながら、長期評価は、過去400年の記録に残っていない大きな地震が福島県沖を含む日本海溝沿いのどこでも起こりうるという考え方をしている重要な知見であったことや、国と東電もこの重要な知見を採用していれば今回のような津波の発生が予見できたし、すべきであったことを改めて主張しました。

2 東電と国からは、準備書面の提出はなく、主張はありませんでした。

3 IAEA 報告書の添付文書の翻訳についてのやり取り

**◆国と東電に、加害者として果たすべき対応を強く求めました◆**

IAEA 報告書は、原子力利用を推進する立場の IAEA でさえも東電に原発事故が予見できたことや国と東電の対策が不十分だったことを指摘するもので、両者の責任を明らかにするためにとっても重要なものです。法律上、裁判所に提出するためには翻訳文が必要です。弁護団は国や東電が加害者として翻訳の負担を果たすよう求めました。

4 弁護団に新たに2名の弁護士が加わりました。

私水谷と、大木裕生弁護士が今回の期日から新しく加わりました。よろしくお願ひします。私の出身地は、四日市ぜんそくで有名な三重県の四日市市です。私はそのふるさとで安心して空気を吸いながら健康に育つことができました。それは、四日市でかつて公害に苦しんだ方々がたたかってくれたおかげだと思っています。私も、原告のみなさんやこれから先の世代の子どもたちがふるさとで安心して育つことができるように頑張りたいと思います。

今回の期日では、みなさんが寒い中集まれ、元気よく行進する姿に頼もしさを覚え、「ここでみなさんと一緒に頑張りたい」との気持ちがますます強くなりました。関さんご夫婦

のお話も、いわきで暮らし続けながらももはや以前の暮らしが大きく崩されてしまった大変さを感じられました。この苦しみをもう生まないために、みなさん一緒にがんばりましょう。

#### 5 次回期日

3月23日（水）14時から いわき市民訴訟第16回期日

ぜひご参集ください。また、これに先立つ2月17日（水）には避難者訴訟もありますので、ぜひ傍聴席に応援に来て下さい。

以上